

第5節

国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊は、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための開発協力を含む外交活動とも連携

しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

1 国際平和協力活動の枠組みなど

1 国際平和協力活動の枠組みと本来任務化の経緯

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国際連合平和維持活動（国連PKO）への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動並びに④旧テロ対策特措法及び旧補給支援特措法に基づく活動を行ってきた。

2007年には、国際平和協力活動を、付随的な業務¹から、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務²に位置づけた。ま

た、2016年3月には、平和安全法制が施行され、特別措置法によることなく、一般法に基づき国際平和共同対処事態に際して協力支援活動などを行うことができるようになった。

□ 参照 II部5章（自衛隊の行動などに関する枠組み）

1章5節（平和安全法制施行後の自衛隊の活動状況など）

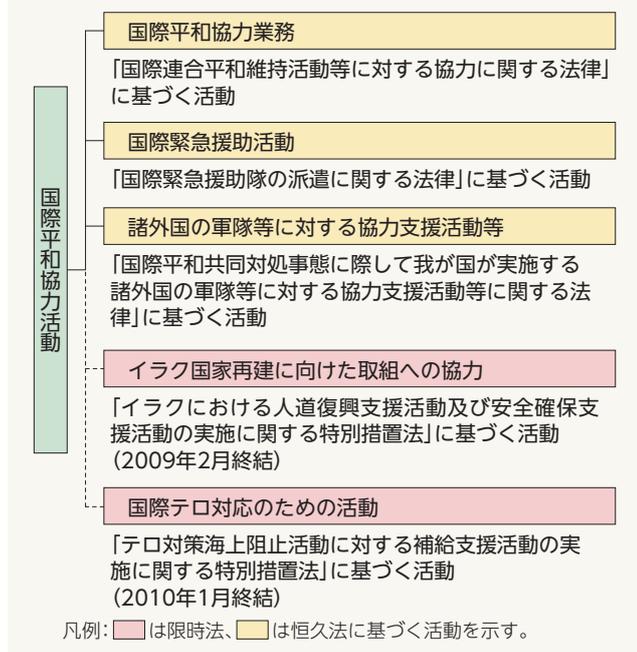
図表Ⅲ-3-5-1（自衛隊による国際平和協力活動）

資料12（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限等について）

資料54（国際平和協力活動関連法の概要比較）

資料55（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

図表Ⅲ-3-5-1 自衛隊による国際平和協力活動



2 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、平素から各種体制の整備を進めることが重要である。このため、陸海空自ともに、派遣待機部隊などを指定し、常統的に待機態勢を維持している。

2015年9月、国連は国連平和維持活動における柔軟性及び即応性を確保すべく、国連本部が各国のPKO派遣にかかる準備状況をより具体的に把握することを目的として、平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）^{Peacekeeping Capability Readiness System}を立ち上げた。これを踏まえ、2016年3月、わが国は施設部隊や司令部要員などについて登録を行った。また、2020年5月、PKOの早期展開のための航空輸送支援を行うことができるよう、C-2及びC-130H輸送機をPCRSに追加登録した。

1 自衛隊法第8章（雑則）あるいは附則に規定される業務

2 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務はわが国の防衛であり、従たる任務は公共の秩序の維持、周辺事態（2007年当時）に対応して行う活動及び国際平和協力活動である。なお、周辺事態は2016年の平和安全法制施行に伴い、重要影響事態に改正されている。

また、自衛隊は、国際平和協力活動などにおいて人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化を進めている。さらに、多様な環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力や情報通信能力の向上、円滑かつ継続的な活動のための補給や衛生の体制整備にも取り組んでいる。

国際平和協力活動への従事にあたり必要な教育については、陸上総隊隷下の国際活動教育隊において、派遣前の陸自要員の育成、訓練支援などを行っている。また、統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連PKOなどにおける派遣国部隊指揮官や、派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を、国連標準の教材や外国人講師も活用して行っている。

さらに、平成26（2014）年度からは外国軍人や関係省庁職員に対する教育も行っている。これは、多様化・複雑化する現在の国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係省庁や諸外国などとの連携・協力の必要性を重視したものであり、教育面での連携の充

実を図ることで、より効果的な国際平和協力活動に資することを目指している。

3 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルス施策

防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策、派遣部隊に対するメンタルヘルス施策を実施している。派遣部隊隊員に対しては、①ストレス軽減に必要な知識を与えるための派遣前教育、②派遣前・派遣中・派遣後などの各段階に応じたメンタルヘルスチェック、③メンタルヘルス要員等による派遣中の隊員の不安や悩みなどの相談へのカウンセリング、④派遣中の隊員に対する専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームの本邦からの派遣、⑤帰国に際してのストレス軽減のための帰国前教育、⑥帰国後の臨時健康診断など、派遣部隊の特性に応じて必要な施策を実施している。

参考 IV部2章1節3項（人的資源の効果的な活用に向けた施策など）

2 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護（POC）、政治プロセスの促進、元兵士の武装解除、Protection of Civilian 動員解除・社会復帰（DDR）、治安部門改革（SSR）、法の支配、選挙、人権などの分野における支援などを任務とするようになっている。現在、12の国連PKOが設立されている（2022年3月末現在）。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの国際機関や各国政府、非政府組織（NGO）などにより、Office of the United Nations High Commissioner for Refugees 救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は、25年以上にわたって、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南

スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務などを実施し、2022年に国際平和協力法制定・施行から30年の節目を迎え、その実績は内外から高い評価を得ている。

現在、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に引き続き司令部要員を派遣しているUnited Nations Mission in the Republic of South Sudan ほか、平和安全法制の施行により、国際連携平和安全活動への参加が可能となり、2019年4月には多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員の派遣を開始した。Multinational Force and Observers

今後も国際平和協力活動については、これまでに蓄積した経験を活かし、人材育成などに取り組みつつ、現地ミッション司令部要員などの派遣やわが国が得意とする分野における能力構築支援などの活動を通じ積極的に貢献していくこととしている。

解説

PKO法制定・施行30周年における防衛省・自衛隊の取組

2022年は、国際平和協力法が制定・施行され、陸上自衛隊の施設部隊が国連平和維持活動（PKO）を行う国連カンボジア暫定機構（UNTAC）に派遣されてから30年という節目の年になります。カンボジアへの派遣以降、これまで、防衛省・自衛隊は、ゴラン高原、東ティモール、ハイチ、南スーダンといった世界の様々な地域に要員を派遣し、現在も、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に司令部要員を4名派遣し、また、シナイ半島の多国籍部隊・監視団（MFO）にも司令部要員を2名派遣するなど、世界の平和と安定に貢献しています。

また、防衛省・自衛隊は、国連PKO等への派遣を通じて蓄積した経験・能力を活かした取組も推進しています。具体的には、日本が国連と共に立ち上げた国連三角パートナーシッププログラム（UNTPP）の下、自衛隊が得意とし、高い評価を得てきた施設・医療分野について、アフリカ・アジア各国の軍事要員に対して、陸上自衛官の教官団による訓練を実施し、自国要員の派遣を通じてPKOを支えるアフリカ・アジアの要員派遣国の能力構築を支援しています。さらには、PKOに関する各国のノウハウを集約しつつ、各国派遣部隊の活動を標準化することを通じて、各PKOミッションのパフォーマンス向上を図るため、国連が要員派遣国と協力して進めているPKO軍事部隊マニュアル策定の取組においても、陸上自衛隊が施設分野のマニュアル策定を主導するなど、多面的なアプローチで国連PKOに

対する貢献を行っています。加えて、2020年には、要員派遣国のPKOへの展開における航空輸送支援のため、国連平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）に、航空自衛隊の輸送機を登録しました。

他国との二国間協力においても、カンボジア、モンゴル及びベトナムに対して道路測量や道路施工に関する教官育成や派遣部隊の物品梱包に関する知見共有・実技支援といった分野の能力構築支援を実施してきました。また、多国間の枠組みにおいては、防衛省は、2021年から2024年の間、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）PKO専門家会合の共同議長をベトナムと務めており、ASEANをはじめとした参加国の国連PKOに関する知見・経験の共有や能力向上に貢献しています。

自衛隊の活動は国際社会から高い評価を受けています。防衛省・自衛隊は、今後も、これまでの活動実績を踏まえ、自衛隊の強みを活かした活動を通じて、一層積極的に世界の平和と安定に貢献していきます。



カンボジアPKO現地の様子（平成24（2012）年度防衛白書から転載）



2019年6月UNTPPアフリカ第7回訓練 集合写真

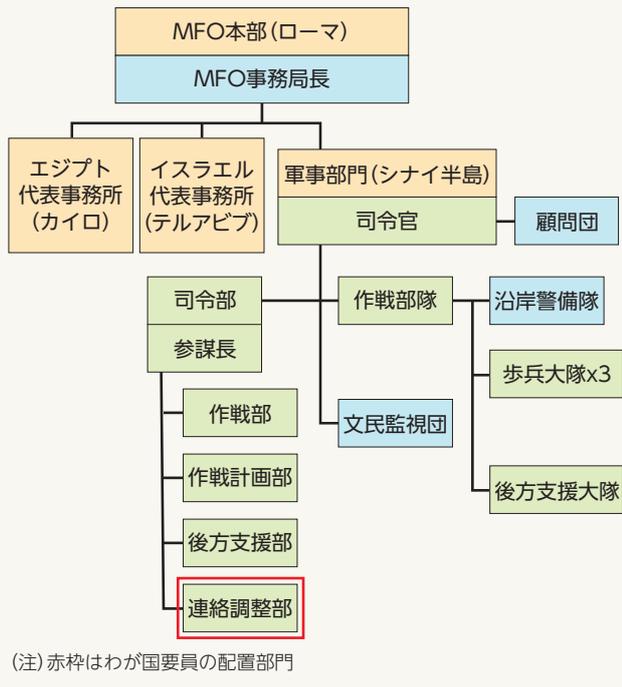


国連メダル授与式参加中の情報幕僚

図表Ⅲ-3-5-2 MFO活動の概要及び関連地図

活動概要 (2022年3月時点)		関連地図
活動地域	エジプト・シナイ半島	
本部所在地	イタリア・ローマ	
現地司令部	シャルム・エル・シェイク (シナイ半島南部、南キャンプ内)	
設立根拠	「エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国との間の平和条約」(1979年3月) 「エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国との間の平和条約の設立議定書」(1981年8月)	
活動期間	1982年4月25日～	
幹部	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局長：ロバート・S・ビークロフト(米) ● 司令官：エヴァン・ウィリアムズ(ニュージーランド) 	
要員数	<ul style="list-style-type: none"> ● 軍事要員：1,154名(要員派遣国：13か国) (MFOホームページより) ※活動部隊は、歩兵大隊、沿岸警備隊、文民監視団などから構成	

図表Ⅲ-3-5-3 MFO組織図



MFOにおいて活動する陸自隊員 (2022年1月)

より、平和条約に定められた国際連合の部隊及び監視団の任務及び責任を代替する機関として設立された。MFOは、1982年の活動開始以来、エジプトとイスラエルとの間の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、わが国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。

このような中、MFOからわが国に対し、要員の派遣について要請があり、わが国としても、国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、2019年4月、シナイ半島国際平和協力業務の実施について閣議決定し、初めての国際連携平和安全活動としてMFOへの司令部要員2名の派

1 多国籍部隊・監視団 (MFO Multinational Force and Observers) への派遣

(1) MFOへの派遣の意義など

1981年8月、MFOは、「エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国との間の平和条約の議定書」に

遣を開始した。

□ 参照 1章5節3項（その他の取組・活動など）

(2) 司令部要員などの活動

司令部要員2名は、シナイ半島南部シャルム・エル・シェイクの南キャンプに所在するMFO司令部において、エジプト及びイスラエルの政府その他の関係機関とMFOとの連絡調整に従事する連絡調整部の副部長及び部員として勤務している。

また、MFOに派遣された司令部要員2名が円滑かつ効果的に活動を行えるよう、派遣先国において関係機関との連絡・調整などを行うため、カイロに連絡調整要員1名を派遣している。

この活動を通じ、中東の平和と安定へのわが国の一層積極的な関与の姿勢を示すことになるほか、米国などの他の要員派遣国との連携の促進にもつながり、人材育成の新たな機会となることも期待される。

□ 参照 図表Ⅲ-3-5-2（MFO活動の概要及び関連地図）

図表Ⅲ-3-5-3（MFO組織図）

2 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS United Nations Mission in the Republic of South Sudan)

(1) UNMISSへの派遣の意義など

2011年7月、南スーダン独立に伴い、平和と安全の定着や南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、UNMISSが設立された。わが国は、国連からのUNMISSに対する協力、特に陸自施設部隊の派遣要請を受け、同年11月に司令部要員2名（兵站幕僚及び情報幕僚）の派遣、同年12月には自衛隊の施設部隊、現地支援調整所（当時）及び司令部要員1名（施設幕僚）などの派遣、2014年10月には司令部要員1名（航空運用幕僚）の派遣をそれぞれ閣議決定し、2021年に派遣開始から10周年の節目を迎えた。

南スーダンは6つの国と国境を接し、アフリカ大陸を東西南北に結ぶ、極めて重要な位置にある。南スーダンの平和と安定は、南スーダン一国のみなら

ず、周辺諸国の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につながるものであり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の平和と安定に貢献してきた。

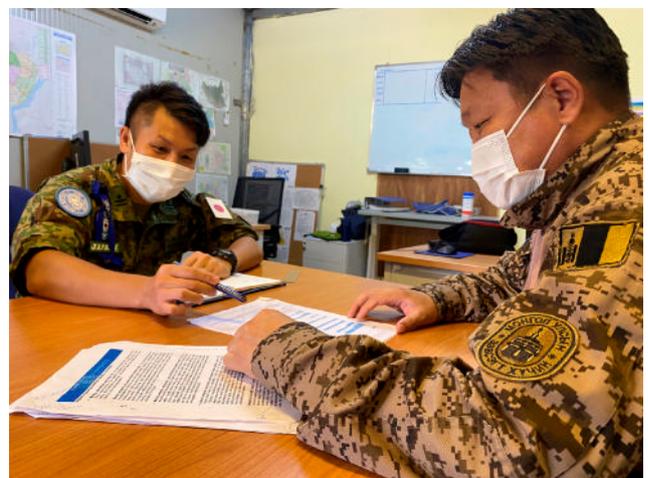
□ 参照 I部3章10節8項（南スーダン情勢）

(2) 派遣施設隊の活動

派遣施設隊は、2012年3月にジュバの国連施設内での施設活動を開始して以降、順次活動を拡大し第2次要員への交代以後は300名を超える規模を維持し、安全を確保しながら道路の補修や避難民向けの施設構築を行うなど、意義のある活動を行ってきた。

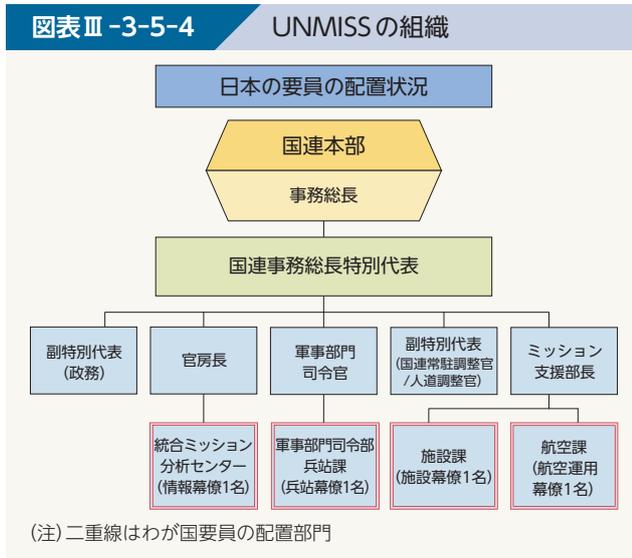
わが国として、自衛隊が担当するジュバにおける施設活動について一定の区切りをつけることができたことなどを総合的に勘案した結果、2017年3月、同年5月末をもって自衛隊の施設部隊による活動を終了することを決定した。要員は撤収作業に従事した後、南スーダンから順次撤収し、UNMISSにおける施設部隊による業務を終結した。活動終了時点において、派遣施設隊による道路補修は延べ約260km、用地造成は延べ約50万m²になるなど、これまでのわが国PKO活動の中で、最大規模の実績となった。

なお、国連から、道路の維持補修などに活用する



UNMISSにおいて業務調整する陸自隊員（2022年4月）

図表Ⅲ-3-5-4 UNMISSの組織



ため派遣施設隊が保有する重機、車両、居住関連コンテナなどの物品の譲渡要請があったことから、わが国によるUNMISSへの協力をさらに効果的なものにするため、これらの物品を無償でUNMISSに譲渡した。また、この譲渡に先立ち、UNMISSの要請を受け、日本隊撤収後もUNMISSがこれらの重機などを用いて円滑に活動を行えるよう、UNMISS職員に対し重機などの操作や整備に関する教育を行った。

派遣施設隊のこうした献身的な活動は、国連及び南スーダンから感謝され、高い評価を受けた。

(3) 司令部要員などの活動

UNMISS司令部に対する要員派遣は継続しており、現在、陸上自衛官4名（兵站幕僚、情報幕僚、施設幕僚、航空運用幕僚）がUNMISS司令部において活動を実施している。兵站幕僚はUNMISSの活動に必要な物資の調達・輸送、情報幕僚は治安情勢にかかる情報の収集・整理、施設幕僚はUNMISS全体の施設業務にかかる企画・立案、航空運用幕僚はUNMISSが運航する航空機の飛行計画の作成などといった業務を行っている。

さらに、司令部要員の活動を支援するため連絡調整要員1名を在南スーダン連絡調整事務所に派遣している。連絡調整要員は、わが国のUNMISSに対す

る協力を円滑かつ効率的に行うことを目的として、南スーダン政府などと南スーダン国際平和協力隊との間の連絡調整にあたっている。

このように、わが国は引き続き、UNMISSの活動に貢献していくこととしている。

☐ 参照 1章5節3項（その他の取組・活動など）

図表Ⅲ-3-5-4（UNMISSの組織）

3 国連事務局への防衛省職員への派遣

防衛省・自衛隊は、国連の国際平和に向けた努力に積極的に寄与し、また、派遣された職員の経験をわが国のPKO活動への取組に活用することを目的に、国連事務局へ職員を派遣している。2022年3月現在、1名の自衛官（担当級）が国連平和活動局において国連PKOの方針や計画の作成などに関する業務を行っているほか、1名の自衛官及び1名の事務官（ともに担当級）が国連活動支援局において国連三角パートナーシップ・プログラム（UNTPP）³に関する業務を行っている。

UN TPP United Nations Triangular Partnership Programme

また、2002年12月以降、現在派遣中の職員を含め、これまでに国連平和活動局に延べ7名（課長級1名及び担当級6名）の自衛官を、国連活動支援局に延べ4名（いずれも担当級）の自衛官及び事務官を派遣した。

☐ 参照 資料53（国際機関への防衛省職員の派遣実績）

4 PKO訓練センターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国などの平和維持活動における自助努力を支援するため、PKO要員の教育訓練を行うアフリカなどに所在するPKO訓練センターなどに自衛官を講師などとして派遣しており、これらPKO訓練センターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。

☐ 参照 資料53（国際機関への防衛省職員の派遣実績）

3 国連、国連PKOの要員派遣国及び技術や装備を有する第三国間の協力により、国連PKOの要員派遣国の要員の能力向上を支援するプログラム

5 国連三角パートナーシップ・プログラム (UN TPP United Nations Triangular Partnership Programme) への支援

わが国は、これまでPKOの円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきた。今後とも、PKOの早期展開を支援し、質の高い活動を実現するため、2014年9月のPKOサミットにおいて、わが国は積極的な支援を表明し、本プログラムによって具体化された。

本プログラムは、わが国が拠出した資金を基に、国連活動支援局が重機の調達や工兵要員への訓練を実施するものとして始動した。2015年9月の試行訓練以来、ナイロビ(ケニア)にある国際平和支援訓練センターに自衛官を教官として派遣しており、2022年1月から3月にかけては、ナイロビにあるケニア軍人道平和支援学校に自衛官を教官として派遣し、アフリカ地域の工兵要員に対し、重機の操作及び整備の訓練を実施した。プログラムの開始から2022年3月までに、延べ184名の陸上自衛官をアフリカに派遣し、10回の訓練を、アフリカの8か国312名の要員に対して実施してきている。

また、PKO要員の30%以上がアジアから派遣されていることを踏まえ、工兵要員に対する重機の操作訓練を実施する本プログラムを初めてアジア及び同周辺地域で行うこととした。2018年の試行訓練以来、ハノイにあるベトナム軍駐屯地に陸上自衛官を教官として派遣しており、2019年11月から12月には同駐屯地において、ベトナム軍の工兵に対し、施設器材の操作訓練を実施した。また、2020年2月から3月にかけて、アジア各国軍の要員に対し、施設器材操作の教官養成訓練を実施した。プログラムの開始から2022年3月までに、延べ66名の陸上自衛官をベトナムに派遣し、アジア及び同周辺地域の9か国56名の要員に対して、計3回の訓練を実施した。

また、国連PKOにおいて、派遣要員の安全確保

のための衛生能力強化が課題となっていることを踏まえ、国連が本プログラムにおける支援の枠組みを衛生分野にも拡大することとなった。これを受けて、PKOの活動地域で衛生科隊員又は医療従事者が専門的な治療を行う前に、応急処置を実施できる要員の育成を目的とした国連野外衛生救護補助員コース(UNFMAC) UN Field Medical Assistant Course が2019年10月に実施され、陸上自衛官を教官として派遣した。同コースではウガンダにある国連エンテベ地域支援センターにおいて、陸上自衛官2名を含む教官8名が、要員29名を対象に教育を実施した。

さらに、2021年12月、UNTPPの一環として、アジア地域における工兵要員を対象とした作業工程管理課程をオンラインで開催した。本課程は、UNTPPの枠組みにおいてわが国が初めて実施するオンライン事業であり、国連PKOミッションにおける工事管理、問題発生時の対処法などに関する教育を実施した。同課程では、陸上自衛官3名の教官が、インドネシア、カンボジア及びベトナムの工兵要員25名を対象に教育を実施した。

6 国連PKO工兵部隊マニュアル等の改訂

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動において、より主導的な役割を果たすため、2013年以降、国連が進める国連PKO部隊マニュアル⁴の策定を支援することを目的に、工兵(施設)に関する分科会の議長国を務め、国連PKO工兵部隊マニュアルの完成に寄与している。

2018年、国連より、同マニュアルを改訂するにあたり、再度議長国就任の依頼を受けた。防衛省・自衛隊にとって、これまでのPKOミッションなどへの派遣を通じて蓄積した経験・能力を活かした貢献を実施できる有意義な機会であり、工兵部隊マニュアルの改訂を担う議長国に再度就任することとし、計4回の専門家会合を経て改訂作業を終了し、

4 国連は、PKO派遣部隊に求められる能力の明確化と参加国の理解促進を目的として、職種ごとに、その目的、能力、任務などを規定するマニュアルを作成しており、PKO工兵部隊マニュアルはその1つである。国連PKOマニュアルは、工兵以外に、憲兵、航空、海上、河川、通信、特殊部隊、輸送、兵站及び司令部支援の計10個の分野が存在している。

2019年7月、改訂した工兵部隊マニュアルを国連に提出した。また、国連PKO工兵部隊マニュアル訓練用教材（STM）の改訂作業のために、2021年4月、テレビ会議形式による第1回作業部会開催以降、

計3回の作業部会を開催するとともに、2021年11月、施設学校から2名の教官要員をスイスに派遣して試行訓練を行い、改訂した国連PKO工兵部隊マニュアル訓練用教材の改定案を国連に提出した。

3 国際緊急援助活動への取組

近年、軍の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援などに軍の有する能力が活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

参考 資料55（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、陸上総隊や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。さらに、2015年4月から、海自固定翼哨戒機による搜索活動の要請があった場合、迅速に対応できるよう態勢を整備した。

3 トンガ王国における火山島の噴火被害に対する国際緊急援助活動

2022年1月15日にトンガで発生した大規模な海底火山の噴火により、津波や降灰などによる被害が発生した。

トンガ王国政府からわが国に対し要請があり、同年1月20日、自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

今回の派遣において、C-130H輸送機は4回の物資輸送を実施し、飲用水、高圧洗浄機、缶詰などの約17トンの緊急援助物資を、また、CH-47ヘリコプターを搭載した輸送艦「おおすみ」は飲用水、火山灰撤去のための用具等といった約210トンの緊急援助物資等をそれぞれトンガに輸送した。

同年2月17日、防衛大臣による終結命令が発令され、人員延べ約370名による国際緊急援助活動を終了した。今回の派遣においては、オーストラリアやニュージーランドなどのインド太平洋地域のパートナー国の緊密な連携のもと、世界的なコロナ禍が続く中で、迅速かつ的確に活動できたことは、この地域の平和と安定に対するわが国のコミットメントを行動で示すものとなった。

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987年に国際緊急援助隊の派遣に関する法律（国際緊急援助隊法）を施行し、被災国政府又は国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。1992年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

参考 資料12（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限等について）

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行